

リーグ入会金・会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本女子ソフトボールリーグ機構(以下「この法人」という。)リーグ規約第15条に基づき、リーグ会員のリーグ入会金・会費(このリーグの運営に係る経費を賄うもの)について定めることを目的とする。

(経費の負担)

第2条 リーグ会員は、リーグの目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 リーグ会員の会費は、①入会金、②年会費、③特別会費とし、①入会金、②年会費の金額は以下に定める。

入会金 11,000,000円 リーグに入会する際に発生する費用

年会費 1,300,000円 リーグに参加する際に発生する費用

3 入会金は入会時に負担を要する。但し、入会しているリーグ会員が、リーグ会員資格を喪失(退会、除名等)し、再度リーグに入会する場合、再度入会金の負担を要する。

4 年会費は、毎シーズンごとに負担を要する。

5 特別会費は、入会金・年会費のみではリーグの目的を達成することが困難であるシーズンに限り、負担を要する。特別会費の金額は、各リーグ会員のホームゲーム開催における収支状況等を踏まえ、実行委員会での審議を経て理事会で決議する。

(拠出金品の不返還)

第3条 この法人は、リーグ会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(支払い方法)

第4条 この法人は、リーグ入会が決定した者に対し、速やかに入会に関する案内(請求書含む)を送付する。その案内を受け取った者は、定められている期限までに入会金を支払わなければならない。

2 この法人は、シーズン開幕前までに、各リーグ会員に対し、当該年度分年会費に関する案内(請求書含む)を送付する。各会員は、定められている期限までに年会費を支払わなければならない。

3 この法人は、第2条第5項の理事会決議後速やかに、各リーグ会員に対し、特別会費に関する案内(請求書含む)を送付する。各会員は、定められている期限までに特別会費を支払わなければならない。

(制裁)

第5条 入会金、年会費、特別会費を納入期限までに納入しない場合、理事会の承認を得て、その会員に対して、この法人は制裁規程に基づき制裁を科すことができる。

(入会金、年会費の改定)

第6条 この法人は理事会の承認を得て、入会金、年会費、特別会費の金額を改定することができる。但し、改定をする場合、必ず事前に実行委員会で審議をしなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2022年3月1日から施行する。

改定履歴

2023年3月9日一部改定

2023年9月28日一部改定